

# 香川県造林補助事業実施要領の運用

令和5年7月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

## 香 川 県 造 林 補 助 事 業 実 施 要 領 の 運 用

造林事業の実施については、香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号。）及び造林補助事業実施要領（平成14年12月6日付け14林務第25555号香川県農林水産部長通知。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

### 1 事業の内容

要領第2の1の森林環境保全直接支援事業及び同2の特定森林再生事業に規定する事業内容については、以下のとおりとする。

#### (1) 人工造林、樹下植栽等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第5の2)【外国樹種の承認】

（【 】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）の規定によるほか、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。

ウ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと都道府県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

エ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 立木の蓄積が1ha 当たりおおむね30 m<sup>3</sup>以上80 m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha 当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えに

については、この限りではない。

(イ) 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m<sup>3</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。

オ 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、その実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

カ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

キ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

ク 補植は、要領第2の1の(1)のア【人工造林】により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等(鳥獣害は除く)による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

## (2) 雪起こしについて

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。

## (3) 倒木起こしについて

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

## (4) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、

その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

また、除伐において不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。

ウ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、イの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地についてはこの限りではない。

エ 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。

オ 保育間伐及び更新伐を特定森林再生事業として実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、ウの規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

カ 更新伐について

（ア）更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものを行う。）を行う場合、伐採率はおおむね70%以上の伐採を必要とする場合に行う

もの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

(イ) 更新伐のうち、人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。以下「人工林整理伐」という。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める方法により伐採を行うものとする。

(5) 枝打ちについて

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

(6) 衛生伐について

保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

(7) 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

(8) 付帯施設等整備について

ア 鳥獣害防止施設等整備については当該鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

なお、当該施設には食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

イ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

エ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要領第2の1の(3)【事業規模(10 m<sup>3</sup>/ha)】で定める搬出材積としては扱わないものとする。

オ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

#### (9) 森林作業道整備について

##### ア 森林作業道整備の先行実施

(ア) 要領第2の1のシ【森林作業道整備】の(ア)の一定期間とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

(イ) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に

実施する施業について確認するものとする。

#### イ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成 22 年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して 3 年以上を経過したものの改良であること。

(イ) 1 箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。

(ウ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）第 3 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

#### ウ 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1 箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）第 3 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

#### エ 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

(10) 森林保全再生整備について

- ア 要領第2の2の(2)のアの(シ)【森林保全再生整備】に定める鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- イ 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- ウ 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(11) 事業主体について

- ア 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条に規定する分収林契約(以下「分収林契約」という。)を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- イ 特定森林再生事業における「事業主体自らが所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。
- ウ 知事は、要領第2の1の(2)【事業主体】に規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。
  - (ア) 規約の内容
  - (イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - (ウ) 施行地の森林所有者
- エ 森林所有者の団体が事業を実施する場合には、知事は補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。



オ 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

カ 要領第2の2の(1)のイ【事業主体】の(ア)において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

#### (12) 事業規模について

ア 要領第2の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び(3)のエ【森林環境保全整備事業及び特定森林再生事業の事業規模】の「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。なお、1施行地の面積の下限は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、知事が0.1haを超えて設定しても差し支えない。ただし、次に掲げる事業にあつては、1施行地の面積は0.05ha以上とする。

(ア) 水田跡地の人工造林

(イ) 沖縄県及び奄美諸島で行う事業

イ 要領第2の1の(3)【事業規模等】の(ア)、イ及び第4の3【標準単価】の(3)の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、要領第4の3の(3)に定める上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

#### (13) 補助金額について

ア 要領第2の1の(4)【補助金額】のウの(ア)及び(イ)のa及び(ウ)のaにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあつては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

イ 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確

認できるものに限る。

(ア) 森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該森林に基づいて行う場合

(イ) 森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合

ウ 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に、申請後に経営計画対象林班に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

(14) 要領第5の2【対象樹種】に定める外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に係る試験研究報告書等を添付するものとする。

ア 樹種名（品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。）

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1 ha 当たり植栽本数又は播種量

エ 1 ha 当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 都道府県の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹 種	地 域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県

スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ類	全国
イチョウ	全国

## 2 事業計画等

### (1) 事前計画について

要領第3に規定する事前計画の作成等については、別記様式1の例及び以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度

(森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間)を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林(森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。)の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期

(エ) 事前計画の計画期間内に（ア）の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

オ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による施業及び森林作業道整備の実施に係る要領第2の1の（3）に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

カ 知事は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に

応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

- (ア) 補助要件への適合
- (イ) 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性
- (ウ) 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性
- (エ) 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

### 3 補助金額の算出

(1) 市町が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち（2）により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

(2) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の9の（3）に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次のアとイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあつては補助率を乗じて）求めるものとする。

ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費

イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

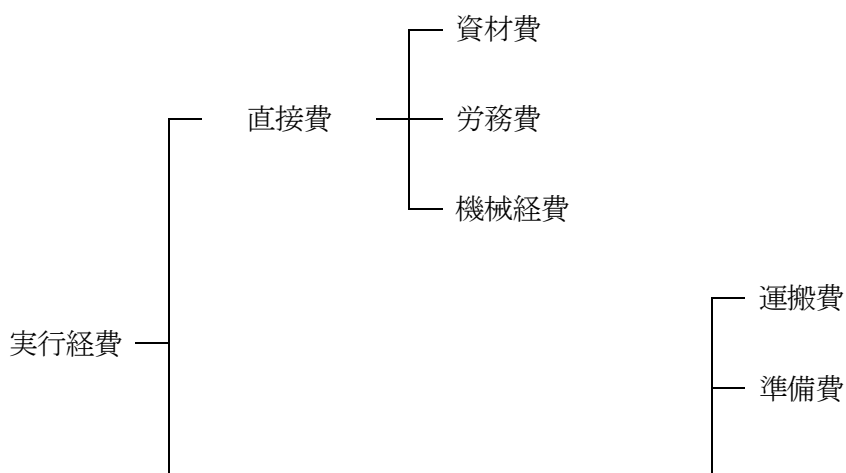
ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあつては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

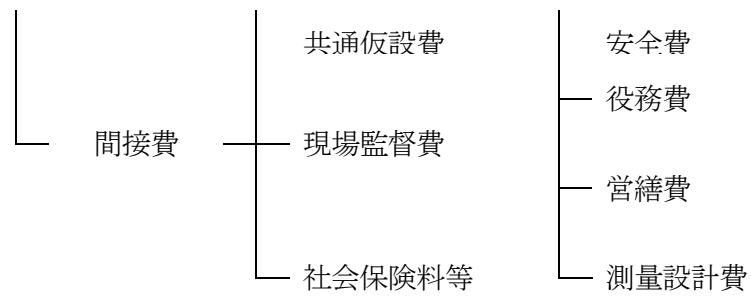
(表) 3の(1)及び(2)について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町	標準経費	【3の(1)】 ①と②どちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業種	市町	【3の(2)のア及びイ】 設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	【3の(2)のウ】 ①と②どちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

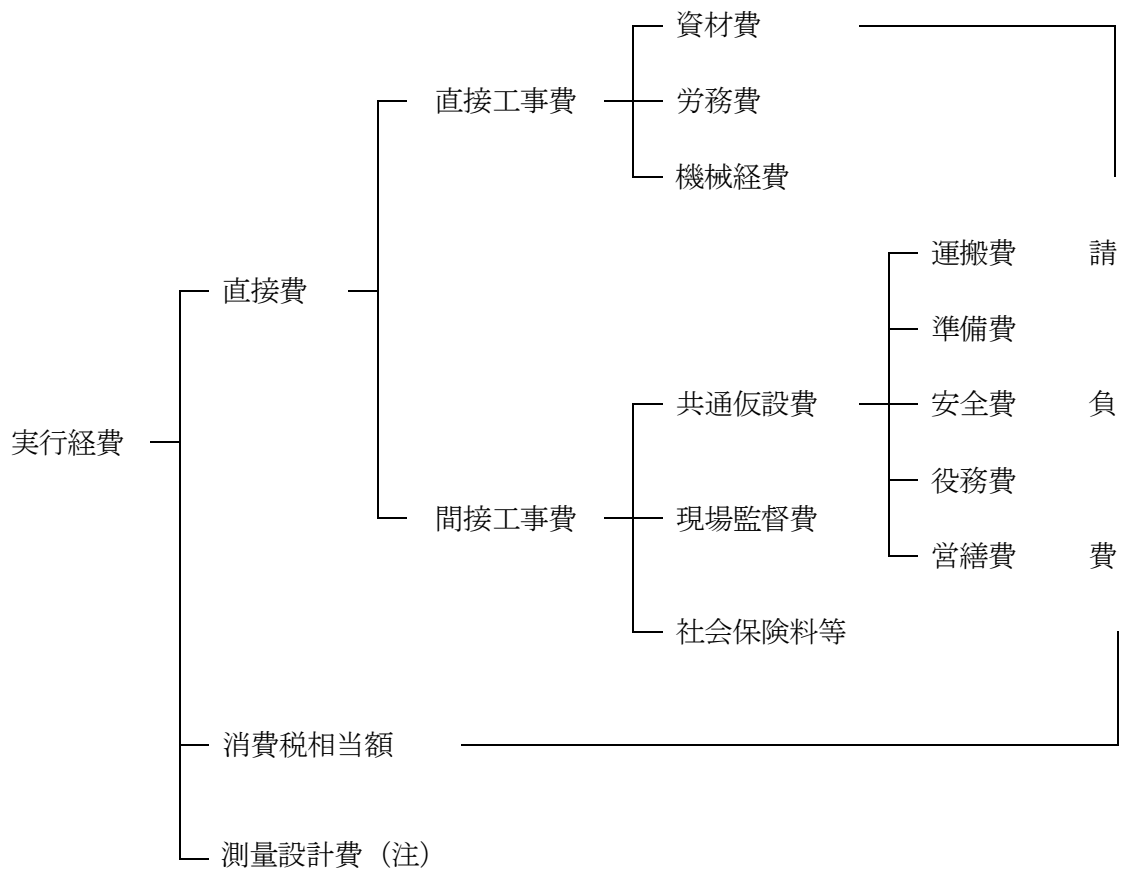
(3) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合





イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

4 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、こ

れをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

## 5 補助金の交付関係事務に関する特記事項

### (1) 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について

知事は、森林環境保全整備事業（森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業及び林業専用道整備事業を除く。以下本章において同じ。）及びこれに係る補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、森林環境保全整備事業の事業主体（事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

#### ア 事業予定調書

知事は、必要に応じ、事業主体に対し、当該事業年度に予定している事業について、その事業内容、事業量等を記載した事業予定調書を作成、提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

#### イ 現地写真

事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

(ア) 下刈りは、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、要領

第2の1のア【人工造林】の施行地において、4回目以降に実施する場合は、

下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(イ) 保育間伐又は更新伐のうち1の(4)のオ【特定森林再生事業】により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに1の(9)のイ【森林作業道の改良】の(ア)【開設後の経過年数】及び(エ)【施業終了後】の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。

(ウ) (ア) から (イ) により撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。



(2) 補助金の交付申請等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む)、植栽(事業完了までに相当期間を要する場合に限る。)の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

イ 交付申請の単位

森林環境保全整備事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと(当該計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み1の(11)のウ【森林所有者の団体からの交付申請】の場合は旧森林経営計画を含む。)、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画(森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあつては森林共同施業団地)ごとの要領第2の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第4の1の(2)【交付申請等の第三者への委任】に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第4の1の(2)に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

ウ 複数の申請単位に係る一括申請

森林環境保全整備事業に係る補助金の交付申請を行う者（事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。）は、複数の申請単位（イに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る(3)に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

エ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、ウにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(3) 補助金交付申請書の作成及び提出について

要領第4の1【交付申請】に規定する交付申請について知事は、森林環境保全整備事業に係る補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いについて以下に即し、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

ア 補助金交付申請書に添付する書類等について

交付申請者は、補助金交付申請書に必要な応じて以下の書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

(ア) 申請内訳書（別記様式2の例による。）

(イ) 施業箇所位置図（別記様式3の例による。）

(ウ) 施業図（別記様式4の例による。）

(エ) 森林作業道整備線形図（（ウ）の施行図に必要事項を記載したもので差し支えない。）

(オ) 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料（森林作業道の復旧を実施する場合に限る）

(カ) 現地写真（（1）のイにより撮影した写真）

(キ) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモ

ザイク画像を含むものとする。以下同じ)等を提出する場合は、(イ)から(オ)までの書類について省略できるものとする。なお、4回目以降の下列りは、5の(1)のイの(ア)【現地写真】により下列りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること。

(ク) 搬出材積集計表(別記様式5の例による。)

(ケ) 平均胸高直径調査票(別記様式6の例による。)

(コ) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表(別記様式7の例による。)

ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。)

(サ) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状(別記様式8の例による。なお、事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。)

(シ) 1の(13)のウ【特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画による事業】による場合は、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類

(ス) 受委託契約書又は請負契約書の写し(事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

(セ) 実行経費内訳書(市町が請負に付して実行した事業、要領第2の2の(2)のアの(シ)【森林保全再生整備】の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。)

(ソ) 分収林契約等の写し(分収林契約が締結されている場合に限る。)

(タ) 森林所有者等との森林整備に関する協定書の写し(森林緊急造成及び被害森林整備に限る。)ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。)

(チ) 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）

(ツ) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）の協議会と連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（要領第 2 の 2 の（2）のアの（シ）による森林保全再生整備に係る交付申請の場合に限る。）

(テ) 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）

イ 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり知事に提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

ウ 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検

査するものとする。

また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

エ 交付申請者は、ア及びイに掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(ア) 測量野帳（別記様式9の例による。なお、アの（ク）の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）

(イ) アの（ア）、（キ）及び（ケ）の証明書等の証拠書類（標準単価設定通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

(ウ) 要領第2の1の（4）のウの（ア）【査定係数180で行う人工造林】及び（イ）【査定係数170で行う人工造林】に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は経営管理実施権配分計画又は集約化実施計画書（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

(エ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

オ ア、イ及びエに掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

(ア) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式10の例による。）

(イ) 施行地ごとの施行台帳（別記様式11の例による。）

(ウ) 補助金及び経費明細書（別記様式12の例による。）。なお、必要に応じ、

補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式13の例による。）を森林所有者等に通知するものとする。

(4) 代理申請者への指導について

知事は、事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）に対し、次の指導を行うものとする。

ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式14の例による。）の提出を受け、これを補助金の交付申請書作成の基礎とする。

イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。

ウ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

エ 補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(5) 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、事業前に経費の見込み(別記様式15の例による。)を森林所有者に示すこと。また、事業終了後に速やかに当該経費の明細書等(別記様式16の例による。)を森林所有者に報告することについて、指導するものとする。

(6) 補助金の査定について

森林環境保全整備事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

ア 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る(3)のアの(ク)に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり(以下「査定単位」という。)ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町が請負に付して実行した事業の査定単位については、3の(1)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

(ア) 要領第4の3の(3)【森林病虫害等被害森林の被害拡大対策】の括弧書きの規定に基づいて行った更新伐

(イ) 施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)1ha当たりの伐採木の搬出材積が $10\text{m}^3$ に満たない間伐又は更新伐

(ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

ウ 要領第2の1の(3)並びに2の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のエ【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業の事業規模等】に定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

エ 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

オ 要領第2の1の(4)のウ【査定係数】の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

(ア) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

(イ) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって1の(5)のエ【森林緊急造成による除伐】により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの

(ウ) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良。なお、1の(8)のイの(イ)【改良の内容】に定める改良であること。

カ 要領第2の1の(4)のウの(イ)のb【間伐及び更新伐】の森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備につ



いては、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。)を含む。

キ 要領第2の1の(4)のウの(イ)のb【間伐及び更新伐】の森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、(ウ)のa【査定係数90の人工造林と樹下植栽等】の伐採造林届出書に基づいて行うもの及びb【査定係数90の下刈り等】の施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

ク 要領第2の2の(1)のアの(キ)のaの(b)及び(2)のアの(コ)のaの(b)【全て鳥獣害防止施設改良】は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行なわない旨を定める期間に行なわれるものを対象とする。

ケ 要領第2の2の(3)のイの(コ)のaの(b)【鳥獣害防止施設改良】は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行なわれるものを対象とする。

コ 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領付表1に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。

サ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。

この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

#### (7) 補助金の交付について

ア 本事業に係る補助金については、原則として、事業の完了後、その実績により補助金を交付する精算払の方式をとっており、このため、要領第4の4の(1)【補助金の交付決定及び額の確定】により、補助金の交付決定と額の確定を同時に行うことを原則としているが、知事が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付決定額の一部を概算払によって交付することができるものとする。

イ 知事は、(6)のイ【間伐及び更新伐の査定単位】に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、交付申請者に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。

(8) 要領第4の5の補助金の返還について

ア 「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」(平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知)に基づき行うものとする。

イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

ウ 要領第4の5の(6)【一体的に実施すべき事業を実施しないとき】の当該一体的に実施すべき事業には、森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(9) その他

森林環境保全整備事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都道府県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。

6 その他

(1) 施行地の転用について

要領第4の5の(1)【補助事業施行地の森林以外の用途への転用】の規定に係る

転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ（別記様式17の例による。）知事に届け出た後、知事の指示に基づき補助金相当額を返還すること。ただし、転用等が公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合には、前述の届け出に代えて（別記様式18の例による。）補助金相当額の返還の減免について知事に協議することができるものとする。

（2）植栽樹種について

植栽樹種は、すぎ、ひのき、まつ類、くぬぎ類、土壌改良木及びその他知事が適当と認めた有用広葉樹等とする。

（3）森林保険への加入について

造林補助事業を実施した施行地については、原則として植栽にあつては10年以上、その他にあつては、3年以上を保険期間として森林保険に加入するものとする。

（4）補助事業の申請予定箇所の転用について

補助事業者は、造林補助事業申請予定施行地の転用の情報等を得たときは、森林所有者等に情報等を確認し、転用が行われた場合又は転用が見込まれる場合は、造林補助事業の申請を行わないものとする。

附 則

- 1 この運用は平成23年9月16日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林補助事業実施要領の運用の規定は、平成23年度分以降の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度繰越予算であり、かつ、平成23年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成 24 年 10 月 26 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度繰越予算であり、かつ、平成 24 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 4 月 7 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 9 月 9 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 27 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度繰越予算であり、かつ、平成 27 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 運用 5 の（1）については、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。